

「食品トレーサビリティシステム導入の手引き」 策定・活用の経緯と改訂方針

委員会事務局（社団法人食品需給研究センター）

1 「手引き」策定の経緯

- ・社団法人農協流通研究所による農林水産省補助事業の一環として実施。
- ・補助事業全体の親委員会であるシステム開発委員会のもとに、「食品のトレーサビリティ導入ガイドライン策定委員会」を設置（平成14年11月6日）。計3回実施。
- ・策定委員会の下に作業部会を設置。計7回実施。
- ・平成15年3月に発行。

- ・策定のねらい（本文より）
 - (1) これからトレーサビリティを導入しようとする農林畜水産物生産者・食品製造業者、中間流通業者、小売業者、外食・中食業者、情報関係企業、企業・個人等から構成される組織・団体の方々の参考となるよう、取組みにあたっての重要な点や留意すべき点を示すとともに、その進め方を例示することによって、導入を助けること
 - (2) トレーサビリティシステムの導入は、取組主体の自らの意思によって、各自の責任のもとで行うべきものである。本ガイドラインはその際に信頼性のあるシステムを構築するうえでの手引きとなるもの
 - (3) さらに今後、品目別や外食・中食業者など業種別のガイドラインが作成される際の基礎的な情報を提供する役割を持っている

2 「手引き」策定後の「手引き」の活用状況

- (1) 事業者や事業者団体に対する、基本的概念・留意点・導入進め方（例）の提示
 - ・さまざまなセミナー・学習会、パンフレット、書籍を通じて、基本的概念や留意点が普及した。
 - ・開発事業・導入促進事業等において、一つの基準・目標となった。
 - ・業界ごとの活用状況 →委員からコメントを。
 - ・農林水産省 web サイト等で公開され、誰でも参照可能。（アクセス数の推移は？）

- (2) 信頼性のあるシステムの構築への貢献
 - ・「手引き」は要件ではない。検証や認証をする上では、要件が求められた。
 - 「手引き」を基本として「要件」を作成した。
 - ISO22005（検討中）の参考資料とされた。

(3) 品目別・業種別ガイドラインへの貢献

「手引き」を基本とした品目別ガイドラインが作成されてきた。

- ・国産牛肉トレーサビリティガイドライン
- ・青果物のトレーサビリティ導入ガイドライン
- ・貝類（カキとホタテ）のトレーサビリティシステムガイドライン
- ・鶏卵トレーサビリティ導入ガイドライン
- ・海苔のトレーサビリティシステム導入の手引き
- ・養殖魚のトレーサビリティシステムガイドライン
- ・トレーサビリティ構築に向けた外食産業ガイドライン

(4) その他

- ・英訳され公開されたため、海外の関係者にとって、日本の食品トレーサビリティの考え方や導入事例を知るための数少ない資料となっている。

3 改訂の必要性が生じた背景

(1) 「食品のトレーサビリティ」の定義の変更を「手引き」に反映させることが必要。

- ・「食品のトレーサビリティ」についての国際的な認識の進展。
- ・農林水産省は引き続きフードチェーンを通じたトレーサビリティの実現を目指すものの、「トレーサビリティ」の言葉の定義としては1事業者の取り組みであっても「トレーサビリティ（システム）」と呼ぶことが適切ではないか。

(2) 「食品トレーサビリティシステムの要件」の決定に伴う整合性確保

- ・システムの要件明確化に対する要請の高まり。
→第三者認証検討委員会での「要件」の決定
- ・「要件」にはあるが、「手引き」には説明がない事項がある。

(3) 事業者個別のシステム導入の進展

- ・新規に一からシステムを導入する場合よりも、各事業者のシステムの相互運用性を確保し、チェーントレーサビリティへと進める場合に重点をおいた「手引き」として、改訂することが有効ではないか。

4 委員会の名称変更

「食品のトレーサビリティ導入ガイドライン策定委員会」を「食品トレーサビリティシステム導入の手引き」改訂委員会と名称変更する。

5 改訂の方針案

(1) 「食品のトレーサビリティ」の定義を変更

- ・定義の変更

・現在の「手引き」での定義:

生産、処理・加工、流通・販売のフードチェーンの各段階で、食品とその情報を追跡し遡及できること。

・Codex 委員会による定義を受けた、農林水産省の現在の定義

生産、加工および流通の特定の1つ又は複数の段階で、食品の移動を把握できること。

それにともなって、次のような修正が必要ではないか。

- ・1 事業者の取り組みでもトレーサビリティシステムと見なす。
- ・この手引きが、フードチェーンを通じたトレーサビリティ実現に向けた手引きであることを明確にする。

(2) 「食品トレーサビリティシステムの要件」(案) との整合性確保

- ・次の要件に対して指針を与えることが必要ではないか。
2-1 体制の整備、2-2 役割と責任の明示、3-3 実施計画、3-6 文書化、3-7 事業者間の整合性の確保、4-1 モニタリング

(3) 各事業者の既に取り組んでいるシステムを連携させる指針を示す

- ・「5 トレーサビリティシステム導入の基本事項」を、内部トレーサビリティと一歩川上・一歩川下に分けて説明を整理する。
- ・各事業者のシステムを繋いでいく進め方についての説明を加える(6など)

(4) その他、平成15年3月以降の進展や状況変化を踏まえ、更新する。

- ・「事例」の削除
- ・その他、「不十分」「手引きにそぐわない」と指摘されている点を検討し、追加・修正・削除